

令和7年6月30日

都市整備部住宅課

江東区高齢者住宅条例の改正概要について

1 改正理由

江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例の施行に伴い、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が開始されるため。

また、ピアすみよしが借上期間の満了を迎えるため。

2 主な改正内容

(1) 入居資格の追加

高齢者住宅の同居資格に江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の証明を受けた者を加える。

(2) ピアすみよしの規定削除

ピアすみよしは、江東区公営住宅等建替・集約事業により、猿江住宅への入居者の移転が完了し、令和7年9月12日をもって借上期間満了となることから、同住宅を削除する。

3 施行日（予定）

公布の日から施行する。

4 改正時期

令和7年第三回区議会定例会に提案予定